

商業信用と信用貨幣

——貨幣の理論的序章 (4)——

飯 田 繁

一 貨幣の本質・発生・物神性

二 貨幣の諸機能

IV 支払手段の機能

アプローチ——流通手段機能の否定と総合——

……以上 (3) 第15巻第3号 (昭和56年9月)

1 商業信用

A 単純な商品流通方式のもとの商業信用と、
資本主義的な商品流通方式のもとの商業信用

B 商業信用の貸借関係

C 商業信用と銀行信用とのまざり合い

2 信用貨幣

A 本質と運動

B 兌換銀行券の二重性 (利子つき資本性と信用貨幣性)

——不換銀行券の二重性 (利子つき資本性と価値表章性)——

……以上本稿 (4)

IV 支払手段の機能 (つづき)

1 商業信用

商業信用についてまず明らかにされなければならないことは、およそつぎの3点にしぼられよう。A 商業信用はほんらい資本主義以前の単純な商品流通 (じつは単純な商品生産・流通) 方式のもとの支払手段機能から生まれたものである。だからといって、商業信用が資本主義的な商品流通 (商品生産・流通) 方式のもとでは見られないものだということにはならない。それどころか、資本主

義的な商品流通方式のもとでは、商業信用は卸売業のなかでますます盛んにおこなわれ、たえず見られる。B 商業信用は商品売買(価値転形・実現)とからみ合う貸借関係にすぎないのであって、価値増殖をねらいとする資本主義的な商品流通方式のもとではじめて生まれる信用(いわゆる銀行信用)・貸借関係とは本質的にちがうものである。C 資本主義的な商品流通方式のもとでは、かつての単純な商品流通方式には見られなかった“信用と信用との交流関係”が成立する。商業信用と銀行信用との交流・まざり合いである。ここに次項「2 信用貨幣」で問題となる本質と運動をめぐる論争の原点がひそむ。

A 単純な商品流通方式のもとでの商業信用と、 資本主義的な商品流通方式のもとでの商業信用

マルクスは資本の最終形態・利子つき資本を究明する『資本論』第3巻の第5篇第25章「信用と擬制資本」でつぎのようにのべている。「わたくしはまえ(第1巻, 第3章, 第3節, b(S. 140 ff))にしめしたのだが、単純な商品流通から支払手段としての貨幣の機能が、そしてそれとともにまた、商品生産者・商品取扱業者間の債権者・債務者関係が生まれる。商業の発展とともに、そしてまた流通を考慮してしか生産しない資本主義的生産様式の発展とともに、信用制度のこの自然発生的基礎(diese naturwüchsige Grundlage)が拡大され、一般化され、仕上げられる。総括的には、貨幣はこのさい支払手段としてしか機能しない、すなわち、商品は貨幣にたいして売られるのではなく、一定期限つきの支払い契約書にたいして売られる⁽¹⁾」(なお、つづいて商業手形・商業貨幣・信用貨幣などの叙述がみられる〔後述〕)。『資本論』第3巻の他の諸章での断片的な叙述をまとめると、商業信用(→信用貨幣)の諸特質が第1巻の「支払手段」の項でみられるよりもいっそう詳細に多面的に解説されているように感じられる。他の信用(銀行信用)とは区別されなければならない商業信用の特質を指摘して、“これが銀行信用とはちがう商業信用だぞ!”といった意図的の説明がみられるのは、むしろ第3巻の諸章でだろう。だから、第1巻には見られない第3巻の

解説文をできるだけたくさんとり入れて収録・叙述することにしよう。第1巻の支払手段機能論→商業信用（→信用貨幣）論を補足するためにも、そしてまた、たがいに交流し“まざり合う”もう一つの信用・銀行信用とはどんなに異質のものであるかを正しく認識するためにも。銀行信用が資本段階に固有な特殊的事象であるのにたいして、商業信用はそれとは次元のちがう、単純な商品流通方式・資本主義的な商品流通方式に共通する貨幣段階的な事象であるのだから。

- (1) Das Kapital, Bd. III. Tl. I., S. 436. 『資本論』第1巻, 第3章, 第3節, b (支払手段) に「わたくしは……しめした……」とマルクスが、うえにみたように第3巻でのべているのは、端的にはつぎの文章に関連する事柄だろう。「債権者または債務者の性格はここでは単純な商品流通から生まれる。その形態変化は、売り手と買い手にこれらの新しい刻印をおす。したがってまず、それは売り手と買い手の役割と同じように、一時的な、そして同じ流通代理者 (Zirkulationsagenten 債権者・債務者—飯田注) によって交互に演じられる役割である。しかし対立は、いまやほんらいそんなに気楽なものにはみえず、はるかに結晶性の大きいものである」(Das Kapital, Bd. I., S. 141.)。

貨幣段階的な事象である商業信用が資本主義的な商品流通方式のもとでも成立するわけについて、くりかえしになるがもうすこし。資本主義方式の“げんじつの流通過程” ($G-W, W'-G'$) のなかでは、貨幣形態の資本=貨幣資本は価値増殖する資本としてではなく、“たんなる貨幣”として、また商品形態の資本=商品資本も価値増殖する資本としてではなく、“たんなる商品”として、したがって単純な商品流通方式のもとでの商品・貨幣 ($W_1-G, G-W_2$) とおなじ単なる価値転形の一環としてそれぞれ機能するのだから。単純な商品流通方式のもとでほんらい成立する商業信用の本質・運動が、資本主義的な商品流通方式のもとで成立する商業信用の本質・運動にも、だからとうぜんそのまま適用される。商業信用の担当者は、資本家以前の独立生産者から資本家へ変わるとしても。

商業信用がほんらい単純な商品流通方式のもとでの支払手段機能から生まれたということは、「商品の譲渡が商品価格の実現から時間的に分離される」⁽²⁾とい

り商品流通の発展事情に商業信用が由来していることをしめしている。事前に譲渡された商品の価格実現（価値実現、貨幣への転形）は延期される。その一定期間に生じる商品の売り手と買い手とのあいだの貸借関係は、商品の売買関係を起点としながら未完了のまま、商品の転化形態としての“将来の貨幣”（手もとにいま実在しない）による支払い・決済・つまり価格実現・価値転形——価値増殖ではなく——をめざしている⁽³⁾。ところで、さいしょの商品の売り手・債権者は同時にまた他の商品の買い手・債務者でもあるので、商業信用、商品の売買にもとづく貸借の関係者は連鎖・交錯する⁽⁴⁾。こうして商業信用から生まれる貨幣支払い契約書・手形（商業手形・商業貨幣→信用貨幣）の相互に裏書き・再流通・決済される範囲が、商業信用の進展につれてますます拡充されることになる。商業信用の進展→手形流通の拡充は、しかし債権・債務額が相殺されないかぎり、支払手段としての大量貨幣の最終的な登場を要請する。商業信用の進展は、一方、流通手段では実現されなかった商品価格の総額を、実現可能とする手形流通によって増幅し、好況を促進するが、同時にまた他方では、好況段階のある一定極限時点での支払い困難の連鎖反応がなだれ現象によって恐慌・不況をいちだんと早め、深化させもする⁽⁵⁾。“山高ければ、谷深し”のたとえのとおり。経済発展を刺激・促進するメリット要因が、同時にまた経済発展を抑制するデメリット要因ともなるわけだ。

(2) a. a. O., Bd. I., S. 140.

(3) (4) 「……われわれはまず第1に商業信用を(den kommerziellen Kredit), すなわち再生産に従事する資本家たち(『資本論』第3巻では、資本主義的な流通方式のもとでの商業信用が説かれている—飯田注)がたがいに与えあう信用を分析しよう。商業信用は信用制度の基礎を形成する。商業信用を代表するものは手形、一定の支払期限つき債務証券(Schuldschein, document of deferred payment〔延べ払い証券〕)である。各人は一方の手で信用をあたえ、他方の手で信用をうける。われわれは、まず銀行信用(Bankkredit)をぜんぜん見ないことにする。これは本質的にまったくちがう別の要因を形成する(のだから—飯田注)。これらの手形(商業手形—飯田注)が買い手たちじしんのあいだで他方にたいする一方の裏書き(Endossement)によって支払手段として再流通するかぎりでは——もっとも、そ

のさい割引 (Diskonto) は介入しない——、それはAからBへの債権の移転にほかならないのであって、関係を変えるものでは絶対にない。それは、一方の人物が他方の人物に代わるだけのことだ。そしてこのばあいでも決済は貨幣の介入なしにもなされる。たとえば、紡績業者Aが棉花仲買人Bに、棉花仲買人Bは輸入業者Cに手形を支払わなければならない(なお、ついでながら、第1巻には関連するつぎの文章がみられる〔一飯田注〕。「……債権者と債務者との諸関係の連鎖……Aがかれの債務者Bから貨幣〔手形のばあいでもおなじ一飯田注〕をうけとって、それをかれの債権者Cにつづいて支払うなど……」〔Das Kapital, Bd. I., S. 142-3. 傍点一原著者〕)。ところで、もしCが同時により糸を輸出するならば、このことはけっこうよくあることだが、かれはAからより糸を手形で買い、紡績業者Aは仲買人Bにたいしては、Cからの支払いで受けとったBじしんの手形で支払えるのであって、このばあいには、せいぜい残額が貨幣で支払われるべきである。そのさいには、全取引は棉花とより糸との交換を媒介するだけだ。輸出業者は紡績業者を代表するだけだし、棉花仲買人は棉花栽培者を代表するだけだ」(a. a. O., Bd. III. Tl. II., S. 523.)。飯田繁『新訂 利子つき資本の理論』171—85ページ参照。なお、「ところで、この純粋な商業信用の回転にかんしては二つの点が注意されねばならない」というくだりの文章 (Vgl. Das Kapital, Bd. III. Tl. II., S. 523-4.) については、それを解説した『新訂 利子つき資本の理論』181—4ページ参照。

- (5) 「支払手段としての貨幣の機能は、一つの直接的な矛盾をふくんでいる。……この矛盾は、貨幣恐慌と呼ばれる生産・商業恐慌の時点で爆発する。貨幣恐慌が発生するのは、支払いの継続的連鎖と支払い決済の人為的体制とが完全に発展しているところだけだ。この機構が一般的に攪乱されると、それがどこから生じようと、貨幣は突然にそして直接に、計算貨幣という観念的にすぎない姿勢から硬貨に転換する。貨幣は世俗的な諸商品によっては取りかえられないものとなる。商品の使用価値は無価値 (wertlos, 無用と解釈一飯田注) となり、そして商品の価値はそれじしんの価値形態のままに消える。つい先きまで市民は好況に酔い自信ありげに、貨幣なんて空虚な幻影だ、と唱えていた。商品だけが貨幣だ、と。ところが、貨幣だけが商品だ！と、いまや世界市場にひびきわたる。鹿が新鮮な水をもとめて鳴き叫ぶように、市民の精神は唯一の富である貨幣をもとめて叫ぶ。恐慌のなかでは、商品と商品の価値態度である貨幣との対立が絶対的な矛盾にまで高められる。だから、ここでは貨幣の現象形態などはどうでもよいことになる。金で支払われようと、信用貨幣、たとえば銀行券で支払われようと、貨幣飢饉であることにちがいはない」(Das Kapital, Bd. I., S. 143-4. 〔傍点一原著者〕)。「恐慌が突発すると、もう支払手段だけが問題となる。ところが、誰しもこの支払手段の入手については他人に依存しているのだし、またその他人がはたして満期日に支払えるのかどうかだ

れも知らないのだから、市場にある支払手段、すなわち銀行券をもとめての完べきな障害競走(Kirchturmrennen)がはじまる。誰でも取得できるかぎりたくさん銀行券を蓄蔵する。すると、銀行券は最高に必要なその満期日にこそ、流通から姿を消すことになる」(a. a. O., Bd. III. Tl. II., S. 573.)。「……恐慌のなかでは、信用主義(das Kreditsystem)から重金主義(das Monetarsystem)に急変する」(a. a. O., Bd. III. Tl. II., S. 583.)。『新訂 利子つき資本の理論』386ページ参照。「……金流出による金属蓄蔵のどの減少も恐慌を高める」(Das Kapital, Bd. III. Tl. II., S. 584.)。

B 商業信用の貸借関係

商業信用のなかで貸借されるものはなにか。単純な商品流通方式のもとではんらい成立する商業信用が内包する貸借関係は、資本主義的な商品流通方式にはじめてあらわれる“資本に固有な”銀行信用の貸借関係とはどうちがうのか。次項Cで“商業信用と銀行信用とのまざり合い”を正しくつかむために、そしてまた、そのまざり合いから生まれる兌換銀行券(ほんらいの信用貨幣)をまちがいなくとらえるためにも、まず商業信用の貸借関係を明らかにしなければならない。

貨幣が流通手段として機能するばあいには、商品の売買関係は貸借関係とは結びつかない。そのばあい商品売買の2段階とも、一方の極に商品(あるいは貨幣)が、他方の極には貨幣(あるいは商品)が、それぞれ同時対立する(W_1-G , $G-W_2$)のだから。第2段階の商品(W_2)は貨幣(第1段階の W_1 の転化形態)にたいして売られ、商品(W_2)所有者は、その商品を譲渡して代わりに商品価値の等価・貨幣(W_1 の転化形態であった G は、いまや W_2 の転化形態)を現実にうけとる。 W_2 の所有者・売り手はその商品を提供して、貨幣の所有者(そのまえには W_1 の所有者であった)・買い手から貨幣を現実にうけとることによって、その貨幣の新しい所有者となる。これにたいして、貨幣(W_1 の転化形態)の所有者はその貨幣を提供して商品(W_2)をうけとることによって商品の新しい所有者となる。商品と貨幣とは売買の時点でそれぞれ交換され、それぞれの所有者はその時点で入れかわる。⁽¹⁾

- (1) 「売買のどんな行為のなかでも、およそ交換過程が生じるかぎりでは、客体はもろ手ばなされる。売られる対象物の所有はいつも譲渡される。しかし、価値は手ばなされない。売りのばあいには、商品は手ばなされるが、しかし商品の価値は手ばなされないのであって、その価値は貨幣の形態で、あるいは、このばあいただ貨幣に代わる他の一形態でしかない債務証書あるいは支払名義（支払請求権 Zahlungstitel）で返される。買いのばあいには、貨幣は手ばなされるが、貨幣の価値は手ばなされないのであって、その価値は商品の形態にとりかえられる」（Das Kapital, Bd. III. Tl. I., S. 378.）。

ここに記されている「債務証書あるいは支払名義」について、一つの疑問的注釈をわたくしは『新訂 利子つき資本の理論』61ページに提起している。というのは、マルクスの叙述では、貨幣が流通手段（＝購買手段）として機能するさいの商品売買関係が問題とされているはずなのに、「債務証書あるいは支払名義」がもちだされているからである。しかし、マルクスは、資本主義的な商品流通方式のもとでは金貨に代わって兌換銀行券が一般的に流通している事態を念頭においたのだらう。支払手段機能のもとで登場する商業信用→商業手形（兌換銀行券＝ほんらいの信用貨幣に先行する債務証書あるいは支払名義）のことではなくて。なお、飯田繁『利子つき資本』364—5ページ参照。

ところが、流通手段機能の否定としての支払手段機能では、先行する第2段階の G と W_2 とは同時対立しないので、 W_2 の売り手・所有者は、 G をげんじつに受けとらないまま——将来の一定時点で支払いをうける契約（手形）で——、 W_2 を W_1 の将来の売り手・“将来の貨幣の代表者”・ W_2 の買い手に手わたす。そのさい、「貨幣は、……観念的な購買手段として機能する。貨幣はたんに買い手の貨幣約束だけのものなのに、商品の持ち手変換（Händewechsel der Ware）をひきおこす⁽²⁾。ここに「商品の持ち手変換」とは、“商品の所有者変換”・“ W_2 の売り手から買い手への所有権の移転”をいみするのではない。変換するのは、所有権ではなく占有権なのだ。流通手段機能で商品の所有権が売り手から買い手に移転するのは、買い手が貨幣（商品の等価）を商品売買の時点で現実に商品の売り手にたいして引きわたすからであった。そのさいには、商品の内在的対立（使用価値と価値）の転化姿態としての外在的対立⁽³⁾の、使用価値としての商品を買い手にわたして、価値（価値形態・交換価値）としての貨幣を買い手からう

けとる。それとともに、商品の所有権と貨幣の所有権とがたがいに交換した。支払手段機能では、これらの事態が否定される。商品売買とはいえ、商品の買い手が等価としての貨幣をあたえないかぎり、たとえ売り手から商品をうけたとしても、支払約束だけでその商品の所有権を取得できるはずはない⁽⁴⁾、その商品の等価を一定期日に支払うまでは。そのあいだ一つの貸借関係・信用関係——売り手の債権と買い手の債務との関係——がつづく。売買された商品（とはいっても、じつは契約された商品がひきとられただけ）の価格が契約どおりに実現されるのは貨幣の支払い時点であって、観念的な購買が現実的な購買となるこの時点ではじめて商品の売買関係は終了することになる。だから、商品の売買関係と貸借関係とはさいしょからさいごまで連結⁽⁵⁾している。そこに、銀行信用とはまったくちがうとされる商業信用の特殊性⁽⁶⁾がみられる。だとすると、商業信用で貸借される対象はなにかという核心の問題も、そこから当然ひきだされることになる。しごくかんたんにまとめると、貸借の対象はげんじつ⁽⁷⁾の貨幣ではなく、ましてや“資本（利子つき資本）としての貨幣”ではなく、また“資本（利子つき資本）としての商品”（レンタルやリースなど）でもなく、掛け売り⁽⁷⁾された商品だ。わたくしは、これらの諸点についてはかつてかなり詳しくのべているので、いまはそれらを注記で引用しながら、できればすこし補足しよう。

(2) Das Kapital, Bd. I., S. 141-2. (傍点—原著者)。なお、“Händewechsel der Ware”を“商品の所有者変換”と解釈される三宅義夫教授がかつて拙論をきびしく批判されたのにたいして、わたくしはその紹介と答えを書いた。飯田繁著『利子つき資本』352—79ページ参照。

(3) Vgl. Das Kapital, Bd. I., S. 109-10, S. 92-3.

(4) (5) (6) (7) 所有が譲渡され・移転する条件として、マルクスは等価の相互交換をあげている。『資本論』第3巻でこの問題にふれたかれは、利子つき資本の所有が移転しないのは、貨幣の資本としての譲渡（貸付）が貨幣の形態転換（等価をうけとる譲渡）ではなく、たんなる貨幣の位置転換（等価をうけとらない譲渡）だからだ、と指摘している。「所有は譲渡されない。なぜなら、なんの交換もおこなわれないし、なんの等価もうけとられないのだから」（Das Kapital, Bd. III. Tl. I., S. 380.）。おなじことは、売られた商品の所有についてもいえる。だから、「かれ（マルクス）が、貨幣とひきかえにではなく貨幣支払の約束で売られる商品の所有は販

売による商品の譲渡とともにその商品の購買者の手にうつる、というふうに考えたのだ、とかんたんに断定できるわけではけっしてない」（『利子つき資本』357ページ〔傍点—原文のまま〕）。

「……およそ、一定価値額の譲渡者がその等価をひきかえにうけとるときにはその一定価値額の所有を手ばなし、それでないときにはそれを手ばなさない、ということはむしろ“当然なこと”であろう。なぜかという、もし一定価値額の譲渡者がその等価をひきかえにうけとるときにその一定価値額の所有を手ばなしないとすれば、かれはこの取引によってその一定価値額の所有とそれの等価の所有との二つのものの所有をかちとることになるし、また、もし一定価値額の譲渡者がひきかえにその等価をうけとらないときにその一定価値額の所有を手ばなすとすれば、かれはこの取引によって一定価値額の等価の所有を代りにうることなしに、しかも一定価値額の所有をうしなうことになる、という不合理が生じるのだからである」（同書356ページ）。「……貸借関係は、支払約束にたいする販売—観念的な購買とともに始まり、支払済済による購買の実現—現実的な購買ともにおわる……。一定期日における支払行為は、たんに債務の弁済行為であるだけでなく、同時にまた、現実的な購買行為でもあるのであって、貸借関係が終結しないかぎり、売買関係は完了しない」（同書360ページ）。売った商品の等価を貨幣形態でうけとらないかぎり、売り手は売った商品の所有権を手ばなさないで商品価格の実現される支払期日まで商品を貸しつけることになる。商品を貸しつけるとはいっても、売ったのだから、支払期日には商品の転化形態としての貨幣をうけることによって、はじめで商品の売買関係を商品の貸借関係と同時終結して一件落着となる。

ところが、三宅教授は主張される。「商品は貨幣とひきかえではなく、一定の期日に支払うという契約書とひきかえに販売される。ここで商品の所有者変換が生じる。そして販売者はいま債権者となり、購買者は債務者となる。過程は売買から貸借にかわる」（『講座 信用理論体系』Ⅰ 基礎理論篇 上 第3章「商業信用と銀行信用」167—8ページ）。三宅教授が売買によって“商品の所有者変換が生じる”と思考されたのは、商品の販売者は支払約束とひきかえに商品を譲渡し、購買者はその支払約束とひきかえに商品をうけとる——貨幣未払のまま——ことによって、売買関係はおわりをつけ、それに代わって新たに別個の関係として貸借関係がはじまる、というふうに考えられたのであろう」（『利子つき資本』360ページ）。商品所有者・売り手が等価をうけとろうと受けとるまいと、いちように商品の所有権は売り手から買い手に移転する、と教授が断定されることになると、その点での流通手段機能と、それを否定する支払手段機能との本質的なちがいをつかめないことになろう。「……教授は、商品の譲渡と同時に価格の実現がおこなわれるところの売買と、価格の実現が商品の譲渡から時間的におくれるところの売買とのあいだによこ

たわるあの重大なちがいに眼をとじられるのではあるまいか」(同書360ページ)。

くりかえしみてきたように、商品の流通過程で商品と貨幣とがげんじつに等価交換されるからこそ、商品の所有者と貨幣の所有者とが入れかわり、それぞれの所有権がたがいに移転するのだった。だから、商品が、等価としての貨幣(現在の貨幣)でなく、一定期日の支払約束(将来の貨幣)で売られるかぎり、商品所有者・売り手は買い手にその商品の所有権をわたさないことになる、つまり等価とのひきかえなしにはその所有権は移転しない、というのが経済学的基本原則である。このことは、貨幣を“資本として譲渡する”(貸しつける)資本家・利子つき資本家・銀行のばあいでもおなじだ。そのさい、貨幣があい等しい対価なしに手ばなされるのであるいじょう、その貨幣(あるいは、レンタル商品やリース商品など)の所有権は借り手の手にうつらない。「貸付資本家はかれの資本を手ばなして、等価をうけとらなくて産業資本家たちにわたす。……所有は譲渡されない、なんの交換もおこらず、なんの等価もうけとられないのだから」(Das Kapital, Bd. III. Tl. I., S. 380.)。

ところが、法律学的解釈によれば、商品(あるいは利子つき資本としての貨幣)の所有権は等価の受理とは無関係に売り手・貸し手と買い手・借り手との法律上の契約で移転されうるものとなっている。こうした法律上の契約によって、売られた商品あるいは貸しつけられた貨幣の所有権は売り手・貸し手から買い手・借り手に引きわたされ、代わって債権が売り手・貸し手に帰属することになる。さもなくば、商品の買い手はその商品を占有しても、自由に処理できまいし、その商品を必要に応じて再販売することもゆるぎされないだろうというわけだ。また、借り手が借り入れた貨幣についても同様だ。それに、いちど売られて買い手の手にわたった商品をば、たとえ支払約束の不履行を理由に売り手が所有権にもとづいて回収しても、それを新品として再販売できないケースもある(それで回収しない。土地などは別)。そんな理由から、等価なしに売られた商品を売り手は契約によって所有権を買い手にわたして、債権だけをもつことになるというのが法律学的解釈である。

「……売手は、信用取引において、販売と貸付とを同時的におこない、一方では商品の占有を移転しながら商品の所有を保持し、他方ではこの商品を貸付けることによって、所有権と債権(債務請求権)とをあわせもつ、という経済学的解釈が成立することになる。この解釈は、売手は契約によって所有権を買い手に移転し、代わりに買い手にたいする債権を獲得する、という法律学的解釈とはちがうのであるが、そのような経済学的解釈によって、はじめてひとは所有権の移転や債権の成立やの問題を、純粋なすがたの価値形態転換や即時的等価交換がおこなわれるかどうかという経済的基礎事実との直接的連関において正しく理解することができるようになる」(『利子つき資本』366ページ)。

以上（注記をふくめて）をまとめると、けっきょくこういうことになる。貨幣の支払手段機能から生まれる商業信用では、商品の売り手は商品の価値を現実の貨幣形態（等価）でうけとらないので、商品の使用価値（商品の価値はその商品体・使用価値のなかに宿る⁽⁸⁾）の占有を買い手に手わたしても、商品の所有は決して手ばなさない、というのが経済学的視点であった。たとえ法学的には相互の契約によって等価をうけとらない“所有の移転”が考えられるとしても、商品の売買行為とは無関係な“等価をうけとらない譲渡”，たとえば寄贈・贈与などによって所有権が移転するケースはいま問題ではない。商業信用で商品が売買されるばあいには、商品の売り手はその商品の所有を手ばなさずに、価値を商品形態で——観念的な金量としての商品価格がげんじつ⁽⁹⁾の貨幣・金量として実現される支払期日までのあいだ——、いいかえれば、“将来の貨幣”に転化すべき商品をそのまま貸しつける⁽¹⁰⁾。とはいっても、商品の売り手・所有者・債権者が目的としているのは、商品の売りであって、商品の貸しではない。商品売るための、売りに付随したやむない貸しであって、商品を貸すための売りではない。だから、支払期日に商品の売り手・債権者がうけとるのは、実現された時点での商品契約価格の将来形態、すなわち貨幣形態での商品の等価であって、商品そのものではない。商品の売り手が、⁽¹¹⁾“価値を貨幣形態で”ではなく、“価値を商品形態で”貸しつけるのは、貸しつけの開始時点には商品の価格がげんじつに“価値の貨幣形態”としてはまだ存在しないのだ（存在するのは商品形態だけだ）からだ。またかりにも、“価値の貨幣形態”がさいしょから売り手の手にはいろいろものなら、かれはこれを貸しつけにではなく、じぶんの商品の再生産用に投入するだろうからである。商業信用では、商品の売り手が受けとらない価値を貨幣形態ではなく商品形態で貸しつけるのは、売られた商品の貨幣化が将来に延期されるからだけではなく、資本主義的な商品流通方式のもとでの“げんじつの流通過程”では、貨幣は資本（価値増殖するもの）として貸しつけられ・機能するのではない⁽¹²⁾という基本的な事態にもとづいている。それで、流通手段としての貨幣機能とはちがひ、支払手段機能のばあいには、商品の売買

関係は、一瞬でおわるのではなく、商品形態での価値・価格（商品の頭のなかにだけある契約時点の観念的な金量）の貸借関係と連結されて、契約の支払期日まで長くつづき、尾をひく。そこでの貸付対象は、だから、実在する（あるいは、いつでも実在化されうる）貨幣ではなく、商品形態のままの観念的な金量（商品価格、それが実現されるのは将来のこと）である。そして、契約時点の商品価格が実現される最終時点で商品の転化形態・貨幣は支払手段として（利子つき資本の返済としてではなく）売り手と買い手との間の売買・貸借関係を終結・決済する。その点で、商業信用での貸付対象は、銀行信用での貸付対象（一般的には現実の貨幣、あるいは要求におうじていつでも現実の貨幣に転化できる貨幣代用物）とはちがう。⁽¹³⁾「商業信用においては、商品形態における価値、等価（商品価格＝観念的な金量＝観念的貨幣等価）が、つまり価値が商品形態のまま、したがって商品が、貸付けられるのであって、貨幣形態における価値、等価（貨幣等価）が、つまり価値が貨幣形態で、したがって貨幣が、貸付けられるのではない。貨幣等価は支払・現実的購買のときにはじめて販売者の手にひきわたされるのだから、あらかじめ販売者によって貨幣等価そのものが貸付けられうるわけのものではない」。⁽¹⁴⁾

(8) いまさら、とりたてていうまでもないが、ひとこと。法律上のげんみつな規程にまでおよぶことはできないけれども、所有者による占有のばあいを除いて、所有 (Eigentum) と占有 (Besitz) とのちがいが、所有と占有との分離について、ごくかんたんにみよう。たとえば、修理用に預かる時計は、時計店にとっての占有物件にはなっても、所有物件にはならない。工事中の通行止め道路は、工事責任者によって占有されても、所有されない。また、借家人には借家の占有権はあっても、所有権はない。

(9) (10) 「1000ポンド・スターリングの価値が製造業者に棉花で (in Baumwolle) 前貸しされるのであって、かれはそれを、たとえば3カ月内に貨幣で (in Geld) 返済しなければならぬ」(Das Kapital, Bd. III. Tl. I., S. 458.)。「……産業家たちや商人たちが、商品で (in Waren), そしてまた再生産過程の循環のなかでたがいにしあう前貸し……」(a. a. O., Bd. III. Tl. II., S. 523.)。「……再生産代理者たちのあいだで、商業信用に媒介されて商品形態で (in Warenform) 貸しつけられあう産業資本……」(a. a. O., Bd. III. Tl. II., S. 544.)。

このようにはっきりと、マルクスは商業信用で貸しつけられる対象についてのべ

ている。なお参考までに、この点にかんするわたくしの見解（『新訂 利子つき資本の理論』のなかでの）をつよく批判された“商品の所有権移転論者”・三宅義夫教授（『講座 信用理論体系』第1巻、168—70ページ）にたいしてわたくしはすこし答えている（飯田繁『利子つき資本』373—8ページ）。

- (11) 「貸付の対象物の形態や返済の対象物の形態やが問題となるばあいには、そのべ
てている（〈……げんじつに貸付けられうるものは貨幣の形態で存在するのではなく、
まだ商品の形態にある。だから、このばあいには、商品形態いがいの形態ではなにも
貸付けられえない。商業信用においては、価値が“貨幣で”ではなく、“商品で”貸付
けられるということが注意されなければならない……〉と）わたくしは、貸付の対象
物そのものについて語るばあいには、端的に“商品が貸付けられる”という。なぜ
かというと、“価値が商品形態で貸付けられる”ばあい、貸付けられる対象物は“商
品形態での価値”=“商品形態にある価値”であり、それは商品体をはなれては存在
することができないのであるいじょう、貸付けられる対象物は“商品そのもの”に
ほかならないからである」（『利子つき資本』376ページ〔傍点—原文のまま〕。「商
業信用においては、貸付は貨幣形態でおこなわれるのではなくて、商品形態でなさ
れる——といっても、このばあい、商品は売られるのだから、支払・返済は商品形
態ではなく、貨幣形態でなされねばならない——のた……」（同書463ページ）。
- (12) (13) 単純な商品流通方式のもとで機能する支払手段からもともと生まれた商業信
用と、資本主義的な商品流通方式のもとでの“げんじつの流通過程”で機能する日
常たえず大規模に生まれる商業信用とは本質のうえでなんのちがひもない。もっと
も、資本主義的な商品流通方式のばあいだと、商業信用にもとついて発行・流通す
る商業手形の額面には、取引された商品価格のうえに支払期日までの利子分がとう
ぜん加算される。商品の売り手は、そのさい資本家として支払期日までの受けとり
貨幣の運用停滞による損失を一定の利子分で補わなければならないからである。そ
の利子分は、しかし、商業信用の内部機構にもとついて形成されるものではない。
そこには、ただ支払手段としての貨幣機能がみられるだけで、資本の価値増殖→利
子の形成要因は存在しないのだから。したがって、利子つき資本関係のもとでほん
らい成立した利子率が資本主義社会の商業信用→商業手形の額面に“適用され”、加
算されるだけのことだ。

「1000ポンド・スターリングの価値が製造業者に棉花で前貸しされるのであって、
かれはそれを、たとえば3カ月内に貨幣で返済しなければならない。そしてこのば
あい、利子の市場率によって規定されるところの、1000ポンド・スターリングにた
いする3カ月の利子が現金払いでの価格のうえにつけ足される」（Das Kapital,
Bd. III. Tl. I., S. 458.）。「商業信用のばあいには、信用価格と現金価格との差と

しての利子が商品価格のなかに入りこむ……。だがこのばあい、この形態での割引料が入りこむかぎりでは、その割引率は商業信用によってではなく、貨幣市場（貨幣を資本として貸しつける市場—飯田注）によって規制される」（a. a. O., Bd. III. Tl. II., S. 563.）。ノーマンが「……現金払いでの価格と、満期日払いでの信用価格との差額が利子の標準だ」といったのにたいして、マルクスは、「逆だ。……現行利子率こそ、現金払いでの価格と、満期日払いでの信用価格との差額の標準だ」（a. a. O., Bd. III. Tl. I., S. 457.）と批判した。「信用価格と現金価格との差が利子の高さをきめるのではなくて、逆に、利子の高さこそが両価格の差をきめるものだということが、すなわち、信用価格のなかに入りこむ利子は貨幣市場における市場利子率によって決定されるということは、商業信用それじたいの構造のなかには利子率・利子を成立させる根拠・原因がないことをしめしている」（『利子つき資本』462ページ。『新訂 利子つき資本の理論』176ページ、222—5ページ、360—5ページ参照。

貨幣の支払手段機能からうまれる商業信用での貸付対象は、売買された商品（商品形態での価値）であって、実在する貨幣ではない。そうであるいじょう、商業信用は、貨幣の資本としての貸付、利子取得めあて・価値増殖をねらいとする利子つき資本・貸付資本の運動過程としての銀行信用とはまったく異質のものである。それなのに、商業信用と銀行信用との“同質性”をみとめるかのような構想が諸大家によって提起されている。ローゼンベルグ、ヒルファディングや宇野弘藏教授らである（飯田繁『利子つき資本』421—71ページ参照）。いま、宇野教授の所説をちょっと覗き見しよう。教授は『経済原論』下巻、第3篇「分配論」、第3章「利子」、1「貸付資本」のなかでA「商業信用」をまずとりあげられる。教授が「利子」のなかで「貸付資本」を説くための基盤として、どんなに「商業信用」を重視されたかが、この原論叙述の展開・位置づけの序列でわかる。ここでは、くわしい論及を避け、教授の著名な一・二文を引用させていただくだけにとどめよう。

「要するに商業信用は個々の産業資本が、その利潤の根源をなす剰余価値の生産に直接役立たない種々なる遊休資金を相互に融通することによって、そうでない場合には無用に遊休せしめることになる資金を、生産過程に資本として投ぜしめる、いわば個別資本間の相互扶助関係に外ならない。それは資金の流通用から資本力を増大し、一定量の資本による剰余価値の生産を増進することになるのであって、かかる融通に対してその代価として利子を支払い得ることになるのであるが、しかしなおここではかかる信用の対象となる資金も貸付資本から独立したものとはならない」（宇野弘藏『経済原論』下巻240—1ページ。「……かかる遊休資金の存在自身は、恰も貨幣の蓄蔵自身が貨幣の支払手段としての機能の実質的基礎をなしたと同様に、資本にとっても所謂商業信用を可能ならしめる基礎をなすのである」（同書235ページ）。

「……商業信用をあたえる人によってはじめから所有されていた貨幣（または遊休貨幣資本）が資本として、商業信用をうける人に譲渡される（貸付けられる）のではない」（『新訂 利子つき資本の理論』175ページ〔傍点—原文のまま〕）。商業信用は“げんじつの流通過程”のなかでの商品売買（価値増殖しない貨幣機能）にかかわる貸借・信用関係なので、価値増殖をめざす利子つき資本・貸付資本の運動を媒介する“独特な流通過程”のなかでの貸借・銀行信用とは異質のものである。なお、『利子つき資本』423—4ページ、439ページ、450—9ページ参照。

- 14) 『利子つき資本』454ページ。宇野弘蔵編『資本論研究』（V 利子・地代）357—74ページ参照。

C 商業信用と銀行信用とのまざり合い

商業信用と銀行信用とが異質なものであるということは、両信用の交流・まざり合いを否定することにはならない。商業信用と銀行信用とが異質なものであるのは、商業信用が価値増殖しない貨幣の運動領域にかかわる貸借関係であるのに対して、銀行信用は価値増殖する資本の運動範域にぞくする貸借関係である、という基本視点のちがいにもとづいている。

ところで、まえにもみたように、単純な商品流通方式 ($W-G-W$ [$W_1-G, G-W_2$]) のもとでほんらい成立した商業信用と、資本主義的な商品流通方式 ($G-W-G'$ [$G-W \leftarrow \frac{A}{P_m} \dots P \dots W'-G'$]) のもとで日常たえず成立する商業信用とは本質的になにかかわらない。資本主義的な商品流通方式のもとでたえず成立する商業信用も、資本としての貨幣（貨幣資本 G, G' ）・資本としての商品（商品資本 W, W' ）がたんなる貨幣・たんなる商品としてしか機能しない“げんじつの流通過程” ($G-W, W'-G'$) のなかで成立するのだから。資本主義的な商品流通方式のもとでも、商業信用は、価値増殖する資本の運動機能からではなく、“げんじつの流通過程”のなかでの貨幣の支払手段機能にもとづいて成立する。

ところが、銀行信用の成立は、うえにみた商業信用の成立とはまったくちがう。銀行信用の成立段階にまでたどりつくためには、われわれはたんなる商品・貨幣運動の段階から脱却して、貨幣の資本への転化、それに長い資本運動の展開過程を経由しなければならない。こうして資本運動の最終段階にあらわれ

るものこそが、利子つき資本の運動過程（“ひとつの独特な流過程”，機能資本の運動過程 $[G-W < \frac{A}{P_m} \dots P \dots W'-G']$ をかこむ外ワクの $G \dots G'$ ，短絡すると $G-G'$ の運動過程）・銀行信用である。いまは、貨幣がどのようにして資本に転化して、価値増殖する（剰余価値が生産される）のか、また資本の諸形態（平均利潤のつく機能資本〔生産・産業資本と流通・商業資本〕と利子のつく所有資本〔資本の最高物神としての利子つき資本と擬制資本〕）や諸運動などについて説くばあいではないし、またもちろんここで説くことはできないが、貨幣の運動・商業信用とはまったくちがう利子つき資本の運動・銀行信用の特質を知るために先取りのすこし。

利子つき資本は機能過程内での価値増殖（究極的には剰余価値の生産過程）に依存しながらも、みずからはなんの現実的な機能をも果たさない。資本の機能過程 $(G-W < \frac{A}{P_m} \dots P \dots W'-G')$ のワク外にあって、しかも機能過程での価値増殖の一部分を利子として取得できる所有資本となるためには、社会的に収集した貨幣・貨幣資本によって形成される利子つき資本（げんみつには可能的利子つき資本）は平均利潤を取得できる機能資本家たちの要請におうじて貸し出されなければならない $(G-[G \dots G']-G')$ 。そこでは、価値の位置転換（ワク外からワク内への G の位置転換，ワク内からワク外への G' の位置転換， $G-[G \dots G']-G'$ ）がおこなわれるだけで、機能資本の“げんじつの流過程”でなされる価値の形態転換 $(G-W, W'-G')$ はみられない。

ここでもっとも重視されねばならない点は、資本の総運動過程 $(G-[G-W < \frac{A}{P_m} \dots P \dots W'-G']-G')$ のなかでみられる利子つき資本の運動（ワク外の $G \dots G'$ ）と機能資本の運動（ワク内の $G-W < \frac{A}{P_m} \dots P \dots W'-G'$ ，とくにそのなかでの流通資本の運動 $[G-W \dots W'-G']$ ）とのちがいである。機能資本のなかの流通資本の運動では、 G は W に、 W' は G' に形態転換（姿態変換）する——位置転換するだけではなく——のにたいして、利子つき資本の運動では G は W に形態転換するのではなく、また G' は W' からの形態転換としてえられるのではなく、 G はたんに位置転換するだけのもの、還流する G' もたんに位置転換しただけのものだ。「……利子つき資本のばあいには、 G の第1位置転換 (Stellenwechsel) は

けっして商品の姿態変換 (Warenmetamorphose) の契機でも、資本の再生産の契機でもない。それがそんな契機となるのは、その G で商業を運営したり、それを生産資本に転化する機能資本の手でなされる第 2 の支出のさいに、はじめてみられることだ。G の第 1 の位置転換は、このばあい A から B への貨幣の引きわたし (Uebertragung), あるいは送りとどけ (Uebermachung), すなわち、一定の法律上の形式と条件のもとでいつもなされる引きわたし以外のなにも表現しない⁽¹⁾」。

- (1) Das Kapital, Bd III, Tl. I., S. 173. つづくマルクスの文章は、商業信用と区別されねばならない銀行信用の特殊性の一端を明確に描きだしている。「資本としてのこの二重支出——その第一支出は A から B へのたんなる引きわたし——にその二重の還流が対応する。G' あるいは $G + \Delta G$ として、貨幣は運動から機能資本家 B に還流する。すると、B はこれをさらに A に手わたす、しかし、実現された資本として、 $G + \Delta G$ として、同時に利潤の一部分とともに。その ΔG は全利潤に等しいものではなく、利潤の一部分・利子にすぎない。B が貨幣を機能資本として、しかし A の所有物として支出したことだけで、貨幣は B に還流する。貨幣の還流が完全であるためには、だから、B は貨幣を再び A に手わたさねばならない。しかし、B は資本額のほかに、この資本額でえた利潤の一部分を利子という名で A にわたさねばならない。なぜならば、A が B に貨幣を資本として、すなわちその運動のなかで自己を保持するだけでなく、貨幣の持ち主 (Eigner) にひとつの剰余価値をつくる価値として、手わたしたけなのだから。貨幣が機能資本であるあいだだけは、B の手にとどまる。……しかし、もはや機能しない資本としては貨幣は、貨幣それじたいの法的所有者 (der juristische Eigentümer) であることをやめていない A にふたたび返されねばならない」(a. a. O., Bd. III, Tl. I., S. 373-4)。

では、価値の形態転換をとまなう位置転換がおこなわれる商品・貨幣の“げんじつの流通過程”で成立する商業信用と、それとは段階的・領域的にまったくちがう価値の形態転換をとまわらない位置転換がおこなわれる資本（最高物神としての利子つき資本）の“独特な流通過程”で形成される銀行信用とが、なぜ・どのように交流し・まざり合うのだろうか。異質な両信用の交流・まざり合いの媒介体となるものは、商業信用を表示・代表する商業手形の銀行による割引であり、そしてまた両信用の交流・まざり合いからおこる一つの重要な問

題点は、こうして商業手形に代わってあらわれる銀行手形（銀行券）の本質・運動である（後述、次項〔2 信用貨幣〕で）。商業信用と銀行信用との交流・まざり合いは、両信用の質的“一致性、共通性に立脚する”ものなどではけっしてない。ましてや“商業信用それじたいの本来的な銀行信用性”などを物語るものではさらさらない。⁽²⁾資本社会では日常茶飯事となった“貨幣の資本への転化”現象・“資本の貨幣への再転化”現象の一断面がここにもみられる。貨幣と資本とは、本質のうえでも、運動のうえでもけっしておなじものではないのに、相互交流・転化の可能性と実現性がいたるところにみられる。商業信用と銀行信用とのまざり合いは、基本的にはその視角でとらえられなければならない。

(2) たとえば、宇野弘藏教授の構想が“商業信用と銀行信用との同質論”だ。すこし長いが、その一文を引用させていただく。「資本の再生産過程に伴う遊休資金の存在は商業信用の基礎をなすのであるが、これが銀行の如き金融機関に集中せられ、その必要に応じこれが融通されることになると、産業資本家の間に行われる商業信用は銀行と産業資本との間に行われる銀行信用となる。預金と貸付の形式をもって媒介される。織物業者に棉糸を貨幣を受けることなくして販売し、これに対して手形を振り出した紡績業者は棉花栽培業者に棉花代金を支払うのに直ちにその手形をもってする必要はなくなって来る。銀行はその手形を一定の利子を差引いて買取り、所謂割引によって棉花購入の資金を紡績業者に与える。いうまでもなく各産業資本家が、その遊休資金を基礎にして互に与え合って来た信用を、銀行はかかる遊休資金の集中によって、自ら代って行うことが出来るからである。しかしこの転化は、遊休資金を集中する銀行を通してかかる資金そのものに特殊な性質を与えるのである」（『経済原論』下巻 242—3ページ）。飯田繁『利子つき資本』450—3ページ参照。

それでは、商業手形はなぜ・どのようにして貸付資本の代表者・銀行によって割引かれるのか。まず、商業手形の運動から見ていこう。

貨幣の支払手段機能にもとづいて成立する商業信用のなかで、商品の買い手・債務者が振り出す商業手形（このばあい、約束手形、売り手・債権者が振り出すのは為替手形）は、これをうけとる売り手・債権者の意思によって適宜に処理される。商業手形の額面は、取りひきされる商品の価格（契約時点の）によって決定されるのだが、資本主義社会では、支払期日までの“適用”（上述）利子こみと

なる。商品の売り手・債権者は商業手形（買い手・債務者の支払約束・債務証書）をそのまま保持して貨幣の支払いを満期日まで待つこともできる。しかし、一種商品の売り手・債権者は“げんじつの流通過程”のなかでは、同時につうれい他種商品の買い手・債務者でもあり、商品の売買・貸借関係が諸業種間で複雑にからみあっている。ある商品の買い手・債務者Zにたいする売り手・債権者Xが、同時にまた、他のある商品の売り手・債権者Yにたいしてはその商品の買い手・債務者でもあるとするならば、Xはじぶんの売った商品の買い手・債務者Zから受けとった商業手形を支払期限内に裏書き・再流通させ、Yに譲渡し、じぶんの債権でじぶんの債務を決済できる（額面のなかの利子相当分は決済時点で適当に処理される）。そのさいの債権・債務金額がもし一致しなければ、差額分だけは貨幣で支払われなければならない。したがって、そのさいの債権・債務者は少なくともそれだけの予備金・準備金を保持していなければならない。それはともかくとして、もしまた、YがZにたいして他の商品買いで債務を背負っているとすれば、ZにたいするYの債務は、YがXから受けとったZにたいする債務請求権（債権）・商業手形で決済できる。つまり、ZにたいするYの債務は、Yがさきに受けとったZにたいするXの債権で、いいかえれば、XにたいするZの債務は、YにたいするZの債権で決済される。このさい、Xに対する債権者・YはZにたいするXの債権を代行して、じぶんのZにたいする債務を決済することになる。こうして三者間の債権・債務関係は差額分をのぞいてはすべて相殺・決済・終結する。商業手形による支払手段の代用・貨幣節減の⁽³⁾効用はまさにここにあった。

- (3) 「総括的には、貨幣はこのさい（商業信用のばあい—飯田注）支払手段としてしか機能しない、すなわち、商品は貨幣にたいして売られるのではなく、一定期限つきの支払い契約書（ein schriftliches Versprechen der Zahlung）にたいして売られる。この支払い契約書（Zahlungsversprechen）をわれわれは簡単化のために手形（Wechseln）という一般の範疇にまとめることができる。そうした手形じたいは、その満期日・支払期日まで支払手段として再流通するのであって、それは本来的な商業貨幣（das eigentliche Handelsgeld）を形成する。手形が最終的に債権・債務の

相殺で決済されるかぎり、手形は絶対的に貨幣として機能する、そのさい、貨幣への最終的な転形はおこらないのだから」(Das Kapital, Bd. III. Tl. I., S. 436.)。「その(商業信用の一飯田注)代表者(Repräsentant)は手形、すなわち一定の支払い期限つきの債務証券、延べ払い証券(document of deferred payment)である。各人は一方の手では信用をあたえ、他方の手では信用をうける。……この手形(商業手形一飯田注)は、商人たちじしんの間で一方から他方への裏書き(Endossement)によって支払手段として再流通するかぎりでは——しかし、割引(der Diskonto)はなかに入りこまないとすると——、AからBへの債務請求権の移転にはかならず、関係においてはまったくなんの変わりもない。一方の人が他方の人にとって代わるだけのことだ。そしてこのばあいでは、決算は貨幣の参入なしにおこなわれる」(a. a. O., Bd. III. Tl. II., S. 523.)。つづくマルクスの文章を参照。『新訂 利子つき資本の理論』171—85ページ参照。

こうして商業手形が裏書き(裏書き署名者が多ければ多いほど、多数者による連帯“保証つき”ということになる)・再流通によって、それぞれの売買商品の価格実現を待たずにおのおのの貸借関係を連続的に決済できるかぎりでは、商業手形はそれじたい支払手段としての貨幣の機能をつぎつぎに代行できることになる。そのかぎりでは、商業手形はむしろ一般的に売買商品価格の実現のための予備金を節減する効力をももそなえているわけだ。そしてまた、個々のケースにみられる商業信用の開始から終結までの総過程が、支払手段としての貨幣の機能にもとづき、支払手段としての貨幣の節減のために動きまわるものだ、つまり、あくまでも貨幣機能(資本機能ではなく)を実体とするものだ、という真相も商業信用→商業手形の運動によって確認できる。くりかえすと、“げんじつの流通過程”のなかで成立する商業信用は資本主義的な社会のもともでも、価値増殖のためにあるのではなく、一刻も早い価値転形の促進(貨幣・金それじたいでの流通手段機能ならば、とうてい出来そうもないところの)のためにあるのだ、ということ。だから、商業信用の実態をば、商品の売り手・債権者が買い手・債務者にたいして支払手段調達の満期日までおこなう貨幣の貸しつけ・“遊休資金の融通”だ、などと解釈する必要はないはずだ。

以上は、商業手形が裏書き・再流通によって、売買商品の価格実現に先だっ

て支払手段機能をいち早く代行するかぎりでのことだが、すべての商業手形がそうだ、とはいえない。いまは、融通手形や不渡り手形などを除いた確実な商品売買にもとづく商業信用→商業手形だけを問題とする。というのは、たとえば不渡り手形のばあいには、裏書き・再流通によって満期日まえまで債権・債務者のあいだで相殺・決済をくりかえしているようにみえても、最終時点で不測にもその手形債務の支払いが履行されない事態がおりうるからである。こうなると、これまで相殺・決済を重ねてきたはずの債権・債務関係はヨリをもどさねばならないことになる。そのさい、事態が連鎖の将棋倒しにならないようにするためには、さいごの手形所持人は、さいしょの商品の売り手・債権者に代わって——多数の裏書人の保証によって支えられながら——さいしょの商品の買い手・債務者である手形振り出し人にたいして商品形態での価値・価格の実現一貨幣の支払いをつよく請求する。このことからわかるように、商業手形が裏書き・再流通するばあいでも、商業信用の貸付対象が“商品形態での価値”であるという事実になんの変化もない。手形の振り出し人は掛け買い商品の契約時価格を満期日には商品価格の実現形態・貨幣で支払う責任を負っているのだから。たとえ支払い先がどんなに変わっても。

ところで、商業手形所持人の債権・債務関係がたまたま連鎖・交錯していないので、手もちの商業手形を裏書き・再流通によって債権・債務の決済用に使えないばあいもあろう。あるいはまた、さっそく税金・料金・賃金払いや小売り商品買いをしなければならないが、商業手形（流通範囲のせまく限られたいわゆる“本来的な商業貨幣”）そのものでは用が足せないばあいもあろう。さりとて、その利用できない商業手形を、支払期日までそのままじっと持ちつづけることができない時世ともなると、どうするか。ここで、利子つき資本・貸付資本の運営を本業とする銀行による商業手形の割引、商業信用と銀行信用との交流・まざり合いがいよいよ出番となる。両信用のまざり合いの契機・理由は二つ。一つは、商業信用が始点から終点までの遠路を独り歩きできにくいこと、もう一つは、商業信用が銀行信用にとっての一つの格好な利殖対象であること。

そのさい、商品の売り手・債権者——裏書き・再流通の途上での債権者をふくめて——は、買い手・債務者が振りだした商業手形をうけとると、すぐさまじぶんの取引銀行（ヤビル・ブローカー）などに出かけ、手もちの商業手形（“ひろい意味の信用貨幣”）を提示して、手形割引を依頼する。すると、銀行はこの求めに応じ、支払期日に支払われる利子こみ総額面のなかから支払期日までの利子分を差しひいた残額を割引依頼人に一般的流通性の現金（貨幣・金あるいは貨幣代用物としての“ほんらいの信用貨幣”〔兌換銀行券〕・価値表章〔国家紙幣あるいは不換銀行券〕については後述）で手わたす。こうして銀行は、利子こみ総額面の商業手形（債務請求権）を利子ぬきで買いとり、満期日には商品の買い手・債務者（手形振出人）からの支払いを商品の売り手・債権者に代わって利子こみの総額面どおりに受けることになる。手形の割引（買いとり）は、利子つき資本・貸付資本の運営を本業とする銀行にとっての大事な業務の一つとなる。銀行は手形割引によって利子つき一定貨幣量を利子つき資本として譲渡し（貸しつけ）、いわば額面から利子分を先取りして利子こみ額面の手形をうけとる。

銀行は、手形割引・買いとりによって、手形割引依頼人（商業信用の債権者）に代わって商業信用の債務者（商品の買い手）にたいする新たな債権者となる。商業信用の債務者は銀行から貨幣を借り入れたわけではないが、支払期日には商品価格の実現形態・貨幣を商品の売り手・債権者に代わる銀行へ支払わなければならない。この点では、債務者は買った商品の価格をげんじつの貨幣形態で支払わなければならない相手が商品の売り手（あるいは、代わりの債権者）であろうと、立替え払いの銀行であろうとなんの変わりもない。銀行は、手形割引によって商品の買い手・債務者が満期日に支払うべき貨幣額を商品の売り手にたいして利子つき（前どり）で先払い・肩代わりしただけのことだ。商品の売り手・債権者にとっては助け舟ともなる手形割引は、商品の買い手・債務者にとってはなんの利害ももたらさない。満期日の支払先が変わるだけのことだから。商業信用の貨幣性・非資本性は消えない。それでもなお、手形割引は、銀行にとって価値増殖する銀行信用のだいじなひとつの業務である。

こうして、手形割引依頼人は流通領域のせまく限られている商業手形を手ばなして、流通性の広く高い銀行手形（銀行券）——商業手形は個別的資本の信用にかかわるのにたいして、銀行手形は社会的資本の信用につらなるのだから——を手に入れる。したがって、商業信用と銀行信用とのまざり合いは、⁽⁴⁾一方では、再流通・連結できない商業手形を流通過程から引き揚げ・流通性の高い他の貨幣代用物と取り代える、他方では、商業手形を割引く銀行に利殖の道をきりひらく。いいかえれば、商業信用と銀行信用とのまざり合いによって、資本主義社会の資本運動と貨幣運動との新たな関係局面が成立する一石二鳥ともなる。そしてそこから生まれてくるものが、商業手形に代わって、銀行から貸しつけ発行される銀行券の資本（げんみつには、価値そのものではないから擬制的資本）としての運動と、貨幣（代用物）としての二重性である。

- (4) 「手形振出 (Wechselziehen) とは、商品を信用貨幣の一形態に転化すること、手形割引 (Wechseldiskontieren) とは、この信用貨幣を他の信用貨幣、すなわち銀行券 (兌換銀行券—飯田注) に転形することだ」(Das Kapital, Bd. III. Tl. I., S. 467.)。「……この商業信用に本来的な貨幣信用 (der eigentliche Geldkredit) がつけ加わる (kommt...hinzu)。産業家や商人たち相互の前貸しが、かれらにたいする銀行業者や貸付業者ら側からの貨幣の前貸しとまざり合う (untereinander verquickt sich)」(a. a. O., Bd. III. Tl. II., S. 528.)。「ここに〈本来的な貨幣信用〉といわれるものこそ、〈商品の形態でなされる信用〉＝〈商品でなされる機能資本家たちの相互信用〉＝商業信用と対立する銀行信用であり、一般的にいて、〈貨幣の形態でなされる信用〉＝〈銀行による貨幣の貸付〉(貨幣＝金＝現金での、または〈信用そのもの〉での) にほかならない。銀行信用と商業信用とのまざりあいは、銀行信用が入りこむ諸関係の一つ、銀行信用がもつ諸側面の一つであるにすぎないが、銀行信用が商業信用とまざりあうばあいの研究は、貸付資本・信用の問題の一重要課題であり、この研究はマルクスによって全篇を通じていろいろな角度からなされている」(飯田繁『新訂 利子つき資本の理論』197ページ)。

「……銀行資本の一部はこのいわゆる利子つき証券に投じられている。このものじたいは現実の銀行業務のなかでは機能しない予備資本の一部である。その最大部分は手形、すなわち産業家や商人たちの支払契約書から成る。貨幣の貸し手にとっては、これらの手形は利子つき証券である。すなわち、かれは手形を買うとき、手形がなお経過すべき期間の利子をさし引く。これが割引と名づけられるものだ。

そこで、手形が表示している金額からどれだけの差し引きとなるかは、いつもの利率による」(a. a. O., Bd. III. Tl. II., S. 513.)。

2 信用貨幣

資本主義社会では、以上みたように、価値転形をめざす貨幣運動の一環である商業信用(“げんじつの流通過程”事象)と、価値増殖をねらいとする資本運動のひとつまである銀行信用(“独特な流通過程”事象)とが交流し・まざり合う。これは、銀行による商業手形の割引・買いとりを媒介体としておこなわれる。商業手形の割引によって、銀行は商品の売り手・債権者・手形割引依頼人から商業手形を買いとり、代わりに貨幣あるいは銀行手形(銀行券)を手わたす。銀行がそのさい手わたすものが貨幣・金そのものであるならば、商品の買い手・債務者が満期日に商品の売り手・債権者にたいして支払うはずの貨幣・支払手段とおなじものであって、ここではなんの問題も生じない。ところが、もし銀行から手形割引依頼人に手わたされるものが貨幣・金ではなく、銀行券だとすると、その銀行券についてもろもろの問題がおこる。

マルクスが「……手形割引とは、この信用貨幣(商業手形—飯田注)を他の信用貨幣、すなわち銀行券に転形することだ」といったその銀行券は、ほんらいいわゆる兌換銀行券でなければならない。貨幣・確定金量との兌換を保証されている銀行券は、発券銀行(中央銀行に統合)によって発行される。手形割引業務をおこなう諸銀行は、“ほんらいの信用貨幣”(いまはかんたんに、信用貨幣とよぶ)といわれる兌換銀行券を“広い意味の信用貨幣”である商業手形の代わりに手わたす。商業手形は、商品の買い手・債務者から満期日に支払われる貨幣(商品価格の実現形態としての)にたいする債務請求権を表示するものであるいじょう、商業手形の割引によって商品の売り手・債権者がいちはやく受けとることを望んでいるものは、商業手形以上に信用度の高い、したがって一般的に流通する信用貨幣(兌換銀行券)でなければならないのだからである。だから、信用貨幣とは、あくまでも確定金(あるいは銀)量の兌換を保証された銀行券に限

定されなければならない。ところが、いっばんに信用貨幣の本質・運動についていろいろな誤解が生じている。というのは、まず銀行の“独特な流通過程”を出立点とし、つづいて“げんじつの流通過程”に投入される（そのまえに、もう銀行の手からはなれている）兌換銀行券は、“独特な流通過程”での利子つき資本性と、“げんじつの流通過程”での信用貨幣性との二面性を合わせもつことになるのだからである。そこでまず、一つの論争点ともなった信用貨幣の本質・運動の問題からはじめよう。

A 本質と運動

くりかえしになるが、信用貨幣としての商業手形と兌換銀行券との関係をあとつけてみよう。

貨幣の支払手段機能にもとづいて成立する商業信用を代表するものが、商業手形であった。“本来的な商業貨幣”といわれる商業手形は“広い意味の信用貨幣”でもある。というのは、商業手形（このばあい約束手形）は、手形振出人である商品の買い手・債務者によって一定の満期日には表示額面の貨幣が支払われることを約束している証書なのだし、またその裏書き・再流通によって諸債権・債務関係を決済できるのだから。したがって、「信用貨幣は直接に支払手段としての貨幣の機能から発生する、……」⁽¹⁾。商業手形の割引によって、手形割引依頼人・商品の売り手・債権者に手形の代わりとして兌換銀行券が銀行からわたされると、流通領域のせまい信用貨幣に代わって、流通領域の広い一般的流通性をもつ“ほんらいの信用貨幣”が“げんじつの流通過程”のなかに登場することになる。商業手形と兌換銀行券とは、それぞれの信用度・流通性のうえでの格差をもつものの、どちらも商品一貨幣の流通過程・“げんじつの流通過程”($W_1-G, G-W_2; G-W, W'-G'$)のなかを駆けめぐる“貨幣の代用物”にほかならない。しかし、ここでとくに強調されなければならない重要点は、商業手形が商品・貨幣の流通過程・価値増殖しない“げんじつの流通過程”・商業信用のなかから直接に発生するのにたいして、兌換銀行券は直接に商品

・貨幣の流過程・“げんじつの流過程”・商業信用のなかからではなく——
もともとはその要請にもづくとはいえず——、価値増殖する利子つき資本の“独特
な流過程”・銀行信用のなかから生まれる、という両者の根本的なちがいであ
る。このちがいは、しかしながら、“げんじつの流過程”のなかで両者がもつ
信用貨幣としての本質・運動の同一性——程度の差はあろうとも——をけっして否
定するものではない。兌換銀行券の発動・終結段階での“利子つき資本”性と、
中間段階での“信用貨幣”性ととの二重性については、後述（次項Bで）。

- (1) Das Kapital, Bd. I, S. 145. (傍点—原著者)。つづく文章はこうだ。「というの
は、売られた諸商品にたいする債務証書じたいが債務請求権の譲渡のために再流通
するからだ。他方では、信用制度が拡大するにつれて、貨幣の支払手段としての
機能は増大する。こうしたものとして、貨幣は独自の存在形態をとる。この形態の
もとで、貨幣は卸売業の部に住みつく。ところで、金貨や銀貨は、主として小売
業の部へ押しこめられるのだが」。

信用貨幣とは、確定量を代表するものであり、その額面が確定量との同
一性・交換性を保証されている紙製の代用貨幣（貨幣・金の代用物）である。おな
じ“紙製の”代用貨幣ではあるが、確定量との同一性・交換性が保証されて
いない価値表章（Wertzeichen）とは本質のうえでも、したがってまた運動のう
えでも、信用貨幣は決定的に区別されなければならない。「……信用貨幣それ
じたいは、それがその名目価値の額面で絶対的に現実の貨幣を代表するばあい
にだけ、貨幣である。金の流出とともに、信用貨幣の貨幣への兌換性、すなわ
ち信用貨幣の現実的金との同一性はあやうくなる。そこで、この兌換の諸条件
を確保するために、利子歩合ひき上げなどの強制措置がとられる⁽²⁾」。マルクス
のこの表現は、さきの「信用貨幣は直接に支払手段としての貨幣の機能から
発生する」という一文とあわせて、信用貨幣の本質を貨幣的視点から規定した
ものとして重視される。

- (2) Das Kapital, Bd. III. Tl. II., S. 561. 「銀行券は、個人手形（商業手形—飯田
注）に代わって銀行業者からいつでも持参人に支払われることになっている、銀行
業者あての手形にほかならない。信用の最終形態……この種の信用貨幣はたんなる

商業流通から脱出して一般的流通のなかにはいり、ここで貨幣として機能する……」
(a. a. O., Bd. III. Tl. I., S. 440.)。

信用貨幣の本質が貨幣的視点から規定されなければならないとすれば、信用貨幣の運動もとうぜん同じく貨幣的視角からとらえられなければならない。商業手形の額面は延べ払いの契約時商品価格（プラス延べ払い期間中の利子分）で定まるのだから、手形割引によって手形の身代わりとして出動する兌換銀行券量（額面）も間接的ながらやはり売買取引された諸商品の価格で定まる。確定金量を代表する兌換銀行券量は、したがって、“実現されるべき諸商品価格の総額”によって規定される流通必要金量（くわしくは三で後述）の増減につれてほんらい伸縮する。つまり、手形割引（それだけではないが）にもとづいて発行される兌換銀行券は、流通必要金量を規定する“貨幣流通の諸法則”によって支配される⁽³⁾わけだ。

(3) 「流通の速度と諸支払いの節約（相殺—飯田注）とがあたえられたものと前提されれば、現実に流通する貨幣の数量は諸商品の諸価格と諸取引の数量によって定まるということは、すでに単純な貨幣流通の考察（第1巻第3章2〔S. 125, 144.〕）で指摘されている。同じ法則は銀行券の流通でも支配する」(Das Kapital, Bd. III. Tl. II., S. 567.)。ここに「銀行券」というのは兌換銀行券のことである。「……流通する銀行券がいつでも貨幣（確定金量—飯田注）と換えられるものであるかぎりでは、流通する銀行券の数量を増やすことは、けっして発券銀行の手のうちにあるのではない」(a. a. O., Bd. III. Tl. II., S. 569.)。「流通する銀行券の数量は、取引上の必要に応じるのであって、過剰な銀行券はすべてすぐさま発券銀行に復帰する」(a. a. O., Bd. III. Tl. II., S. 569.)。

「生産者や商人たちのこうした相互前貸（商業信用—飯田注）がたがいに信用の本来の基礎をなすのとおなじく、その流通用具である手形は、ほんらいの信用貨幣である銀行券などの基礎を形成する。これら（銀行券など—飯田注）は、金属貨幣の流通であれ、国家紙幣の流通であれ、貨幣流通にもとづく(beruhen)のではなく手形流通にもとづく」(a. a. O., Bd. III. Tl. I., S. 436.)。この一文でマルクスは、兌換銀行券が手形割引をとおして商業手形に代わった銀行手形として一般的流通のなかにはいりこむことを指摘しただけのもので、兌換銀行券が貨幣流通の諸法則によって支配されることを否定したのではけっしてない。商業手形の額面がそれぞれ取引商品の価格によって定められるのであるいじょう、商業手形じたいが貨幣流

通の諸法則に支配されて運動しているのだから、『新訂 利子つき資本の理論』200—2ページ参照。『現代銀行券の基礎理論』97ページ参照。飯田繁『商品と貨幣と資本』326—7ページ参照。

兌換銀行券の否定としての不換銀行券は、信用貨幣の否定である価値表章としてあらわれる。不換国家紙幣とは異なり、不換銀行券が“たんなる価値表章”でないのは、不換銀行券が兌換銀行券とおなじく中央銀行から発行される銀行券だからである。つまり、銀行信用をつうじて出現する利子つき資本性というもう1つの側面をもつ点では、不換銀行券は兌換銀行券とおなじだ。そこから、信用貨幣を銀行信用の産物とみなし、兌換銀行券と不換銀行券とを同一視しようとする一つの構想（いわゆる“不換銀行券=信用貨幣”説）⁽⁴⁾が誕生した。

(4) 「銀行券の信用貨幣たることは銀行券が本来的信用貨幣より一般的流通=支払手段に転化しても（?—飯田）異なるところはないし、もとより法律上の兌換の有無に関するものではない。しかるに銀行券が信用貨幣であるという場合、その場合の信用を兌換せらるうという信用と解する立場がある。かゝる立場においては本来銀行券は法律上兌換停止されるとともにもはや信用を喪失し、簡単に信用貨幣たることをやめるといふこととなるであろう。／＼だが、信用貨幣という場合の信用とはかくの如き意味ではない。手形や銀行券が信用貨幣であるのは信用制度が基礎になっているという意味である。換言すれば手形の場合には商業信用が、銀行券の場合にはこれに加うるに銀行信用が前提されているのである。したがって銀行券は法律上兌換停止される場合はもとより経済上兌換性を失っても且つ減価しても（?—飯田）決してそれは紙幣化（価値表章化—飯田）しない。やはり全信用制度（商業信用と銀行信用—飯田）が前提され信用機構のうちから産み出されてくるかぎりそれは信用貨幣である」（遊部久蔵『インフレーションの基礎理論』136ページ〔傍点—原著者〕。「……兌換が停止されると銀行券は紙幣化して信用貨幣とは名ばかりである」と云うが、一体兌換停止によって銀行券は信用制度を全然基礎としなくなるか？むしろ時に信用関係は新たにされ高度化されこそすれ、信用関係を全く離脱するなどということはあり得ない。それは依然信用貨幣である。そしてそれは一般的流通=支払手段である。その流通量が必要量以上に過剰ならば（?—飯田）減価する（?—飯田）し、しからずして流通量が必要量に一致するかぎり不換にもかゝわらずその価値（?—飯田）は維持されるであろう」（同書143ページ）。

なお、不換銀行券=信用貨幣説の第1例（遊部説）、第2例（川合説）、第3例（岡橋説）にたいする批判として、飯田繁『現代銀行券の基礎理論』225—423ページ参

照。飯田繁『商品と貨幣と資本』253—6ページ参照。

“不換銀行券＝信用貨幣”説は、兌換銀行券と不換銀行券とのあいだの同質性と異質性ととのとりちがえから生じているようだ。次項へすすもう。

B 兌換銀行券の二重性（利子つき資本性と信用貨幣性）

——不換銀行券の二重性（利子つき資本性と価値表章性）——

“不換銀行券＝信用貨幣”説の基本的な誤りは、兌換銀行券と不換銀行券とのあいだにみられる共通性・利子つき資本性（どちらも銀行信用・“独特な流通過程”〔ワク外のG—…—G'〕を出発点とし、終着点とする）にとらわれ、両者の差異性（“げんじつの流通過程”〔ワク内のG—W…P…W'—G'〕のなかでの信用貨幣性と価値表章性との、代用貨幣としてのちがい）を見おとしたことにある。その見おとしは、信用貨幣を銀行信用から生まれた利子つき資本としてとらえる妄想から生じたのだった。利子つき資本としての兌換銀行券と不換銀行券との共通性のなかに信用貨幣をみたわけだ。ところで、いま貨幣の支払手段機能を分析する段階で、こうした“不換銀行券＝信用貨幣”説の批判にまですすむ必要はなかるうが、支払手段機能にかかわる信用貨幣の本質・運動を正しくつかむためには、そしてまた後述の現代インフレーション問題で“不換銀行券＝価値表章”の本質を誤りなくとらえるためにも、あらかじめこのさい少しでもふれておかなければなるまい。

ここで強調されねばならない点は、兌換銀行券と不換銀行券とのあいだの同質性と異質性とをけって混同してはならないということだ。くりかえしみてきたように、発生序列から見ると、兌換銀行券はさいしょ（とさいご）の利子つき資本性と、つづく中間の“げんじつの流通過程”での信用貨幣性との二面性をもつのにたいして、不換銀行券はおなじ発生序列での利子つき資本性とつづく価値表章性との二重性をもっている。

両銀行券の共通性はあくまでも資本視点（増殖・還流する）にあるのであって、けって貨幣視角（増殖・還流しない）にあるのではない。兌換銀行券も不

換銀行券も、商業手形の割引によって（だけではなく、他の様式の手形貸付や証書貸付によっても）銀行信用をとおして発行されるという共通性（そのなかでの差異性については、いま問わない）をもつからといって、それだけですぐさま兌換銀行券と不換銀行券とを無差別的に“信用貨幣だ！”とする断定は、“げんじつの流通過程”での両者の貨幣論的本質・運動の大きな差異性をまったく無視することを意味する。“独特な流通過程”では同質的な利子つき資本の運動をしてきた・やがてまたするだろう兌換銀行券と不換銀行券が“げんじつの流通過程”にはいったとたん、信用貨幣と価値表章とのそれぞれ異質的な運動をはじめ。二重性をもつのは、兌換銀行券と不換銀行券のおのおのであって、信用貨幣や価値表章ではない。兌換銀行券と不換銀行券との共通的な利子つき資本性に目をうばわれた“利子つき資本＝信用貨幣”論こそが、両者の貨幣論的視点での差異性無視においやったのだ。兌換銀行券の運動がインフレから完全に遮断された“貨幣流通の諸法則”によって支配されるのとは対照的に、不換銀行券の運動はインフレへの突入可能性をふくむ“紙幣流通の独自の⁽¹⁾一法則”によって支配されるものなのに！

- (1) 「不換銀行券は、たとえば現在ロシアでのように、じっさい国家信用（国家の強制通用力—飯田注）によって支えられているばあいだけに、一般的な流通手段になれる。だから、不換銀行券はすでに展開された（第1巻第3章第2節、鑄貨、価値表章〔S. 132 f.〕）不換国家紙幣の諸法則にしたがう」（F. エンゲルスの注釈。Das Kapital, Bd. III. Tl. II., S. 569.）。

このことをもうすこしかみくだいてみよう。兌換停止下の手形割引のさいには、兌換銀行券ではなく、不換銀行券が手形割引依頼人の手にわたされる。不換銀行券はもはや確定金量との交換を保証されていないたんなる価値表章性の代用貨幣にすぎない。しかし、それでもなお、不換銀行券の発行・流通総量（額面）が流通必要金量（額面）をこえないかぎりでは、単位あたりの不換銀行券は額面どおりの金量を代表しよう。しかし、不換銀行券は、兌換銀行券とはちがひ、国家需要にもとづいて増発される可能性をもつ。こうして不換銀行券の発行・流通総量が流通必要金量の額面をげんじつにこえることになれば、い

いわゆる現代インフレという名の不換銀行券インフレが顔を出すことになる。このことは、まさに“げんじつの流通過程”のなかで機能する兌換銀行券の信用貨幣性と正面的に対立する不換銀行券の価値表章性を明示している。⁽²⁾なお、支払手段機能にかんする残された問題とともに、くわしくは三で。

(2) 飯田繁『商品と貨幣と資本』247—80ページ、とくに263ページ参照。

（未完）（1981.7.7.稿）